

少 乙 達 第 2 号
平成 2 0 年 1 月 4 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	160	10年
---	----	----	----	-----	-----

石 川 県 警 察 本 部 長

少年に対する総合的な継続的支援等の強化について（通達）

- 対号 1 平成 9 年 9 月 5 日付け少甲第196号「被害少年に対する継続的な支援活動の強化について（通達）」
- 対号 2 平成16年 5 月 7 日付け少甲達第23号、務甲達第74号、生企甲達第36号、捜一甲達第31号、交企甲達第24号、公甲達第10号「石川県警察少年非行防止・保護総合対策推進要綱の制定について」
- 対号 3 平成19年12月 7 日付け少甲達第39号「石川県少年警察活動に関する訓令の運用について（通達）」

被害少年に対する継続的支援及び不良行為少年等に対する継続補導（以下「継続的支援等」という。）については、「石川県少年警察活動に関する訓令」（平成19年石川県警察本部訓令第32号。以下「訓令」という。）及び対号その他関係通達に基づき実施してきたところであるが、今般、関係規定の改正等により見直しを行い、次によることとしたので、組織的かつ制度的な実施の推進に努められたい。

なお、対号 1 は廃止する。

記

1 趣旨等

被害少年については、人格形成期にある少年が犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた場合、その心身に与える影響が大きいことから、特別な配慮並びに適切な助言、関係機関の紹介及び被害防止の措置等の支援が必要となる。

また、深夜はいかいや家出などの不良行為を繰り返す少年については、非行の未然防止の観点から、専門的な助言又は指導が必要となる。

このような少年に対して、関係機関と連携しつつ、カウンセリングや助言又は指導等を継続的に行い、その立ち直りや非行防止を図り健全育成に資するものである。

2 対象少年

(1) 継続的支援

犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年で、「精神的な打撃の程度」「加害行為の態様、被害の内容」「少年の年齢、性別、生活状況、家庭の状況」等を総合的に判断して、その健全な育成を図るため、特にカウンセリングの実施等による継続的な支援活動が必要と認められる少年である。

なお、対象少年の範囲については、別添のとおり、刑法犯、福祉犯、いじめ、児童虐待による被害者が該当する。

(2) 継続補導

訓令第20条に規定する少年及び常習的に不良行為を繰り返すなど将来罪を犯す可能性が認められる18歳未満の少年である。

3 具体的内容

(1) 継続的支援

対象少年及び保護者に対して、継続的にカウンセリング等による精神的なケア、家族関係や交友関係等、家庭、学校等における環境の調整等を行うことにより、当該少年の精神的被害からの立ち直りや再被害防止を図るものである。

(2) 継続補導

対象少年及び保護者に対して、家庭訪問、面接、電話等による継続的指導や家族関係や交友関係等、家庭、学校等における環境の調整等を行うことにより、当該少年の非行防止を図るものである。

4 実施要領

(1) 管理体制

継続的支援等は、少年の特性に鑑み、少年警察部門に属する警察職員が、少年課長又は警察署長（以下「署長等」という。）の管理下で行うものとする。

ただし、地域等と一体となった継続的支援等が必要と認められる場合その他の場合で、他の所属における継続的支援等が適当と認めるときは、対象少年の保護者の同意を得た上で、少年課長及び当該所属長（当該所属が他の都道府県の所属である場合は、当該都道府県の警察本部少年担当部門を含む。）と協議して、継続的支援等を引き継ぐなど必要な措置をとるものとする。

(2) 実施担当者の指定

署長等は、継続的支援等を行う場合、少年警察部門から適任者を実施担当者として指定するものとする。

実施担当者は、対象少年に対するカウンセリング等による精神的な障害要因の除去や環境の整備等、対象少年の立ち直りのための継続的支援等の活動を行うものとする。

(3) 実施担当責任者

少年課少年サポートセンター長及び警察署生活安全担当課長を実施担当責任者とする。

実施担当責任者は、実施担当者の行う継続的支援等に対して、適切な指導・助言等を行うとともに、関係機関・団体との連絡調整等に当たるものとする。

(4) 計画的、効果的な実施

継続的支援については、「対象少年の精神的打撃の程度」「加害行為及び被害の内容」、継続補導については「対象少年の非行の進度」「問題行動の内容、程度」「年齢、性別、生活の状況及び家族の状況」等について事前に十分な検討を加え、実施計画、開始及び終了時期その他必要な事項を決定するほか、必要により、被害少年カウンセリングアドバイザー、その他部外の専門家の意見等を受けて実施すること。

(5) 保護者及び学校等関係機関・団体との連携、協力

継続的支援等の実施に際しては、保護者及び学校等少年の周囲の環境が大きな役割を占めることから、保護者に対する支援や学校等関係機関との情報共有等をはかり、効果的な実施に努めるとともに、当該少年のプライバシーの保護にも十分配慮すること。

と。

5 実施上の配慮事項

(1) 保護者の同意

継続的支援等の実施に当たっては、当該少年の保護者の同意を必ず得ること。

また、継続的支援等を実施中の少年との面接や連絡などに当たっても、保護者への連絡に配慮すること。

(2) 積極的な働き掛け

継続支援等が必要と認める対象少年を発見したときは、家庭訪問を実施する等して保護者への積極的な働きかけに努めること。

(3) 心構え

継続的支援等は、少年の精神的な打撃の軽減等や非行の背景の改善等により少年の健全育成を図るものであり、非行少年の補導と同様の取扱いはしないこと。

(4) 信頼関係の構築

対象少年及びその保護者のニーズを把握し、常に対象少年の立場になって考え、行動することにより、対象少年や保護者との信頼関係構築に努めること。

(5) 個別事情への配慮

対象少年に係る犯罪被害等は、純粋な犯罪被害、対象少年自身の不良行為が原因となった犯罪被害等多様であることを認識し、その個別の事情に応じた継続的支援等を実施すること。

また、精神的打撃の程度によっては、対象少年に係る犯罪被害等に全く触れず、信頼関係の構築のみに努めることが有効な場合もあることに留意すること。

(6) 実施担当者への理解

継続的支援等は、短期間に成果を得ることは困難で、かつ、専門的な知識、技能を必要とする活動であることから、所属職員に対して、実施担当者の精神的な負担等に対する理解するとともに、その活動を組織として支援・管理すること。

6 教養の実施

署長等は、継続的支援等に関わる警察職員の専門的な知識、技能の向上を図るため、職場教養、研修会の計画的な実施に努めるとともに、部外の研修会等への積極的な参加について配慮するものとする。

7 報告等

警察職員は、継続的支援等を開始するとき及びその後の経過について、平成19年12月7日付け少甲達第44号「少年事案処理簿の記載要領について（通達）」に規定する少年事案処理簿により明らかにしておくとともに、所属長を通じて少年課長に連絡するものとする。

被害少年の範囲

<p>刑法犯による被害</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 殺人罪（未遂を含む） 2 強盗致死傷罪（未遂を含む） 3 強盗強姦罪及び強盗強姦致死傷罪（未遂を含む） 4 強姦罪（未遂を含む） 5 強制わいせつ罪（未遂を含む） 6 準強制わいせつ罪及び準強姦罪（未遂を含む） 7 集団強姦罪（未遂を含む） 8 強制わいせつ等致死傷罪 9 未成年者略取及び誘拐罪（未遂を含む） 10 営利目的等略取及び誘拐罪（未遂を含む） 11 身の代金目的略取及び誘拐罪（未遂を含む） 12 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（未遂を含む） 13 人身売買罪（未遂を含む） 14 逮捕及び監禁罪 15 逮捕等致死傷罪 16 傷害致死罪 17 傷害罪のうち、被害者が全治 1 か月以上の傷害を負ったもの 18 前各号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもののうち被害者が全治 1 か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く） <p>上記犯罪の構成要件に該当するが、犯罪として問えない行為による被害を含む。</p>
<p>福祉犯による被害</p>	<p>少年の福祉を害する行為による被害。 福祉犯の構成要件に該当するが犯罪として問えない行為による被害を含む。</p>
<p>いじめによる被害</p>	<p>犯罪になると否とを問わず、いじめ行為による被害。</p>
<p>児童虐待による被害</p>	<p>児童虐待の防止等に関する法律第 2 条に定める</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体的虐待 2 性的虐待 3 怠慢 4 心理的虐待 <p>による被害。</p>